第1回軽米町議会臨時会

議事日程(第1号)

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

議 事 日 程(第2号)

日程第3 会議録署名議員の氏名

日程第4 会期の決定

日程第5 副議長の選挙

日程第6 議席の指定

日程第7 常任委員の選任

日程第8 議会運営委員の選任

日程第9 議会報編集委員の選任

日程第10 二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙

日程第11 岩手北部広域環境組合議会議員の選挙

日程第12 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第13 同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第14 議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認 を求めることについて

日程第15 議 案 第 2 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一 部を改正する条例

日程第16 議案第3号 和解に関し議決を求めることについて

日程第17 議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第18 議案第5号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第1号)

追加日程第1 委員会の閉会中の継続調査

○出席議員(14名)

中村 志 君 1番 中 里 宜. 博 君 2番 正 3番 君 君 田 村 せ 0 4番 川原木 芳 蔵 君 5番 上 Щ 勝 志 君 6番 舘 久 人 坂 7番 屋 隆 君 8番 大 村 税 君 茶 君 9番 松 浦 雄 君 10番 本 秀 __ 満 田 細谷地 多 門 君 12番 古 舘 機智男 君 11番 男 君 14番 松 浦 君 13番 山本 幸 求

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 君 長 Щ 本 賢 教 育 長 菅 波 俊 美 君 総 務 課 長 充 君 日 Щ 君 税 務 会 計 課 長 Ш 田 元 町 民 生 活 課 長 中 野 武 美 君 君 健 康 福 祉 課 長 Ш 原木 純 産 業 振 興 課 長 高 田 和 己 君 地 域 整 備 課 長 新 井 田 徳 君 ふれあいセンター所長 Ш 原木純 君 君 監 査 委 濹 英 敬 員 瀧 教 育 委 員 長 戸 草内勝 夫 君 教 育 次 長 木 久 君 佐 Þ 農業委員会 長 夫 君 日 Щ _ 農業委員会事務局長 高 己 君 田 和 選挙管理委員会事務局長 君 日 Ш 充 水道事業所長 君 新 井 田 一 徳 総務課担当主幹 平 俊 彦 君 税務会計課担当主幹 於 則 君 本

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤 暢 芳 君 議会事務局主任主査 本 子 君 橋 邦 議会事務局主査 鶴 餇 義 信 君 ○議会事務局長(佐藤暢芳君)事務局長の佐藤暢芳です。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107条の規定により、出席議員の中で、 年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員の中で、山本幸男議員が年長議員でございますので、ご紹介いたします。

山本議員、議長席にお着きくださるようお願いいたします。

[山本議員 議長席に着く] (午前10時03分)

○臨時議長(山本幸男君) ただいま、ご紹介いただきました山本幸男です。

それでは、私が年長者ということで、地方自治法第 107条の規定により、臨時に 議長の職務を行います。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

はじめに、一般選挙後の初の議会でございますので、前例にならい議員の自己紹介を行います。

議員各位には、着席順に1番からその席で自己紹介をお願いします。

〔議員仮議席順にその場で自己紹介〕

(午前10時05分)

- ○臨時議長(山本幸男君)以上で議員の自己紹介を終わります。
 - ◎開会及び会議の宣告
- ○臨時議長(山本幸男君)ただいまから、第1回軽米町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は、14人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

(午前10時06分)

- ◎仮議席の指定
- ○臨時議長(山本幸男君)議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

なお、議長選挙後の議事日程については、新しい議長から配布されることになりますので、念のために申し上げておきます。

- ○臨時議長(山本幸男君)日程第1、「仮議席の指定」を行います。 「仮議席」は、ただいまの着席の議席といたします。
 - ◎議長の選挙
- ○臨時議長(山本幸男君)日程第2、「議長の選挙」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 118条第 1 項の規定による投票と、同条第 2 項の 規定による指名推薦の方法がありますが、投票が原則でございますので、投票に よって行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」というものあり]

○臨時議長(山本幸男君) 異議なしと認めます。 よって、議長の選挙は、投票によって行います。

○臨時議長(山本幸男君)議場の出入り口を閉めます。

[事務局長 議場を閉鎖]

(午前10時11分)

○臨時議長(山本幸男君)ただいまの出席議員数は、14人であります。

次に、会議規則第32条第2項の規定による立会人に、中里宜博君、中村正志君 の両名を指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」というものあり]

- ○臨時議長(山本幸男君)異議なしと認めます。
- ○臨時議長(山本幸男君)よって、会議規則第32条第2項の規定による立会い人に、中 里宜博君、中村正志君の両名を指名します。
- ○臨時議長(山本幸男君)投票用紙を配ります。念のため、申し上げます。投票は、単 記無記名であります。

投票用紙には、名字と名前を記載してください。なお、同じ名前の議員がおりますので、この場合の名字だけを記載したもの、また、被選挙人以外のもの及び個人の特定できないものは無効としますので、ご注意ください。

[事務局 投票用紙配布]

○臨時議長(山本幸男君)投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」というものあり]

○臨時議長(山本幸男君)配布漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。

[臨時議長・議員 投票箱を点検]

○臨時議長(山本幸男君) 異常なしと認めます。 ただいまから、投票を行います。

「投票箱を答弁席へ置く〕

○臨時議長(山本幸男君)事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票

をお願いします。 事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長 仮議席番号順に点呼 14議員投票〕

○臨時議長(山本幸男君)投票漏れはありませんか。

[「なし」というものあり]

- ○臨時議長(山本幸男君)投票漏れなしと認めます。投票を終了します。
- ○臨時議長(山本幸男君) 開票を行います。中里宜博君、中村正志君の立会いをお願い します。

〔事務局長 議長席横で立会人のもと開票〕

○臨時議長(山本幸男君)投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票です。有効投票のうち、12番 松浦求君13票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、4票です。よって、松浦求君が、議長に当選されました。

○臨時議長(山本幸男君)議場の出入り口を開きます。

〔事務局長 議場の鍵を開く〕

- ○臨時議長(山本幸男君)ただいま、議長に当選されました松浦求君が議場におられま すので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたしま す。
- ○臨時議長(山本幸男君)議長に当選した松浦求君をご紹介いたします。松浦求君、登壇のうえ、当選の承諾のごあいさつをお願いします。 登壇願います。

[松浦求君 登壇 当選人の承諾及び挨拶]

- ○松浦求君 本日5月7日開会の第1回軽米町臨時会において議長に再選されました。 松浦求でございます。どうぞ各位のみなさまのご支援、ご協力をいただきまして新 たな意欲をもって議会の円滑な運営と町政発展のために尽力してまいりたいと思い ますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして就任の挨拶に替えさせて 頂きます。ありがとうございました。
- ○臨時議長(山本幸男君)松浦求議長と議長席を交替します。ご協力、まことにありが とうございました。

松浦求議長、議長席にお着き願います。(拍手)

〔松浦議長 議長席に着席〕

(午前10時21分)

○議長(松浦求君)それでは、議事日程を配布する間、暫時休憩いたします。

	休	憩	(午前10時22分)	
_			〔事務局	議事日程配布〕
	再	開	(午前10時26分)	

- ○議長(松浦求君)会議を再開します。
 - ◎諸般の報告
- ○議長(松浦求君)日程に入るに先立ち、諸般の報告を致します。 本日付けで町長から、同意案1件、議案5件の提出がありました。 いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。 以上で、諸般の報告を終わります。
 - ◎会議録署名議員の指名
- ○議長(松浦求君)これより、先ほどお手元に配布した議事日程にしたがい議事を進めて参ります。
- ○議長(松浦求君)日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119条の規定によって、議長において中里宜博 君、中村正志君の両名を指名いたします。
 - ◎会期の決定
- ○議長(松浦求君)日程第4、「会期の決定」を議題とします。 おはかりいたします。 本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」というものあり]

- ○議長(松浦求君) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日間に決定しました。
 - ◎副議長の選挙
- ○議長(松浦求君)日程第5、「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 118条第1項の規定による投票と、同条第2項の 規定による指名推薦の方法がありますが、投票が原則でございますので、投票に よって行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」というものあり]

○議長(松浦求君) 異議なしと認めます。 よって、「副議長の選挙」は、投票によって行います。 議場の出入り口を閉めます。

〔事務局長 議場出入り口閉鎖〕

(午前10時25分)

○議長(松浦求君)ただいまの出席議員数は、14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に田村せつ君、川原木芳蔵君の両名を指名します。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」というものあり]

○議長(松浦求君)よって、会議規則第32条第2項の規定により、立会人に田村せつ君、 川原木芳蔵君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙には、名字と名前を記載してください。

なお、同じ名字の議員がおりますので、この場合の名字だけを記載したもの、 また、被選挙人以外のもの、及び個人の特定できないものは、無効としますので、 ご注意ください。

[事務局 投票用紙 配布]

○議長(松浦求君)投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」というものあり]

○議長(松浦求君)配布漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。

〔議員・議長 投票箱を点検〕

○議長(松浦求君)異常なしと認めます。 ただいまから、投票を行います。

[投票箱を答弁席へ置く]

○議長(松浦求君)事務局長が、仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長に、点呼を命じます。

[事務局長 仮議席番号順に点呼 14議員投票]

○議長(松浦求君)投票漏れはありませんか。

[「なし」というものあり]

○議長(松浦求君)投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。田村せつ君、川原木芳蔵君の立会いをお願いします。

[事務局長 議長席横で立会人のもと開票]

○議長(松浦求君)投票の結果を報告します。投票総数14票、有効投票14票です。 有効投票のうち、山本幸男君8票、細谷地多門君6票。 以上のとおりであります。 この選挙の法定得票数は、4票です。 よって、山本幸男君が副議長に当選されました。 議場の出入り口を開きます。

〔事務局長 議場の鍵を開く〕

○議長(松浦求君)ただいま、副議長に当選されました山本幸男君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。 副議長に当選した山本幸男君をご紹介します。 山本幸男君、登壇のうえ、当選の承諾のごあいさつをお願いします。 登壇願います。

[山本幸男君 登壇 当選人の承諾及び挨拶]

- ○山本幸男君 ありがとうございます。承諾いたします。議長と協力して、軽米町発展 のために頑張りたいとそう思いますのでよろしくお願いします。
 - ◎議席の指定
- ○議長(松浦求君)日程第6、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。

議席の指定にあたっては、議席の都合上、議長を14番、副議長を13番とし、そのほかの議席については、当選回数の若い順に、当選回数が同じときは、年齢の若い順に、1番から指定したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、議長を14番、副議長を13番とし、そのほかの議席については、当選回数の若い順に、当選回数が同じときは、年齢の若い順に、1番から指定いたします。

ただいまの結果を、事務局長から報告させます。

[事務局長 議席番号を報告]

- ○事務局長(佐藤暢芳君) それでは、議席の指定を報告いたします。1番 中里宜博議員、2番 中村正志議員、3番 田村せつ議員、4番 川原木芳蔵議員、5番 上山勝志議員、6番 舘坂久人議員、7番 茶屋隆議員、8番 大村税議員、9番 松浦満雄議員、10番 本田秀一議員、11番 細谷地多門議員、12番 古 舘機智男議員、13番 山本幸男副議長、14番 松浦求議長 以上でございます。
- ○議長(松浦求君)ただいまの報告のとおり、指定した議席にそれぞれ着席願います。 暫時休憩します。

- ○議長(松浦求君)会議を再開します。
 - ◎常任委員の選任
- ○議長(松浦求君)日程第7、「常任委員の選任」を行います。

常任委員は、軽米町議会委員会条例第2条の規定で、総務教育民生常任委員7人、産業建設常任委員7人の定数になっております。

また、常任委員の選任は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

おはかりします。

常任委員の選任にあたっては、本会議を休憩し、全議員の協議によって各常任 委員の割り振りを決め、その結果に基づいて指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、本会議を休憩のうえ、各常任委員の割り振りについて、全議員で協議 することにいたします。 全議員での協議が整うまでの間、暫時休憩します。

 休
 憩
 (午前10時42分)

 再
 開
 (午前11時01分)

○議長(松浦求君)各常任委員の名簿を配布します。

[事務局 各常任委員の名簿を配布]

○議長(松浦求君)ただいま、各常任委員の名簿を配布いたしました。

会議を再開します。

おはかりします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり、総務教育民生常任委員に私、松浦求、古舘機智男君、本田秀一君、舘坂久人君、田村せつ君、中村正志君、中里宜博君の7人です。産業建設常任委員に、山本幸男君、細谷地多門君、松浦満雄君、大村税君、茶屋隆君、上山勝志君、川原木芳蔵君の7人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、各常任委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決 定しました。

- ◎議会運営委員の選任
- ○議長(松浦求君)日程第8、「議会運営委員の選任」を行います。

議会運営委員は、軽米町議会委員会条例第4条第2項の規定で、6人の定数になっております。

また、議会運営委員の選任は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が 会議に諮って指名することになっております。

おはかりします。

議会運営委員の選任にあたっては、本会議を休憩し、全議員の協議を行い、その結果に基づいて指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、本会議を休憩のうえ、議会運営委員の選任について、全議員で協議す

ることにいたします。

○議長(松浦求君)全議員での協議が整うまでの間、暫時休憩します。

○議長(松浦求君)議会運営委員の名簿を配布します。

[事務局 名簿を配布]

○議長(松浦求君)それでは、会議を再開します。

おはかりします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、お 手元に配布しました名簿のとおり、古舘機智男君、細谷地多門君、本田秀一君、 舘坂久人君、川原木芳蔵君、中村正志君の6人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに 決定しました。

- ◎議会報編集員の選任
- ○議長(松浦求君)日程第9、「議会報編集委員の選任」を行います。

議会報編集委員は、軽米町議会報の発行に関する条例第3条第2項の規定で、 6人とし、議員のうちから議長が選任することになっております。

おはかりします。

議会報編集委員の選任にあたっては、本会議を休憩し、全議員の協議を行い、 その結果に基づいて選任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、本会議を休憩のうえ、議会報編集委員の選任について、全議員で協議することにいたします。

全議員での協議が整うまでの間、暫時休憩します。

休 憩 (午前11時10分)

______ 〔議員 休憩して協議〕 再 開 (午前11時19分)

○議長(松浦求君)議会報編集委員の名簿を配布します。

[事務局 名簿を配布]

○議長(松浦求君)会議を再開します。

議会報編集委員の選任については、軽米町議会報の発行に関する条例第3条第 2項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり、山本幸男君、松浦満 雄君、茶屋隆君、上山勝志君、田村せつ君、中村正志君の6人を選任いたします。

○議長(松浦求君)各常任委員長及び副委員長、議会運営委員長及び副委員長、議会報編集委員長及び副委員長の選任のため、委員会条例第8条第1項により議員控室において各委員会を開催します。暫時休憩いたします。

○議長(松浦求君)会議を再開いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、及び議会報編集委員会から、それぞれ委員長及び副委員長が決った旨の報告がありました。総務教育民生常任委員長に本田秀一君、副委員長に舘坂久人君、産業建設常任委員長に細谷地多門君、副委員長に上山勝志君、議会運営委員長に古舘機智男君、副委員長に川原木芳蔵君、議会報編集委員長に茶屋隆君、副委員長に中村正志君がそれぞれ決った旨の報告がありました。

- ◎二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙
- ○議長(松浦求君)日程第10、「二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙」を行いま す。

組合議員は、同組合規約第5条の規定により、関係市町村の議会議員のうちから選挙により選任することになっております。

本町議会において選挙すべき議員は、2人であります。

おはかりします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118条第 2 項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ござませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。 おはかりします。

指名推薦について、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、議長において、指名することに決定しました。

二戸地区広域行政事務組合議会議員に古舘機智男君、私 松浦求、の2人を指名します。

おはかりします。

ただいま指名しました古舘機智男君、私 松浦求の2人を二戸地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました2人が当選されました。

ただいま当選されました古舘機智男君、私、松浦求が、議場におられますので、 本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

- ◎岩手北部広域環境組合議会議員の選挙
- ○議長(松浦求君)日程第11、「岩手北部広域環境組合議会議員の選挙」をおこないます。

組合議員は、同組合規約第5条の規定により、関係市町村の議会議員のうちから選挙により選任することになっております。

本町議会において選挙すべき議員は、2人であります。

おはかりします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118条第 2 項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

おはかりします。

指名の方法について、議長において指名することにしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、議長において、指名することに決定しました。

岩手北部広域環境組合議会議員に、山本幸男君、大村税君の2人を指名します。 おはかりします。

ただいま指名しました山本幸男君、大村税君の2人を岩手北部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました2人が当選されました。

ただいま当選されました山本幸男君、大村税君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

○議長(松浦求君)日程第12、「岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

広域連合議員は、、関係市町村の長及び議会の議員のうちから、各市町村議会 において1人を選任することになっております。

おはかりします。

選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「「異議なし」という者あり〕

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に、町長、山本賢一君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました町長、山本賢一君を岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました町長、山本賢一君が当選されました。

ただいま当選されました町長、山本賢一君が議場におられますので、本席から、 会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

次に、町長から、改選後初の議会招集のごあいさつをいただきます。山本町長 登壇願います。

「町長 山本賢一君 登壇〕

- ○町長(山本賢一君)本日ここに、新しく当選されました議員各位をお迎えし、第1回軽 米町議会臨時会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。さる4月21 日に告示されました町議会議員の選挙にあたり、めでたくご当選の栄位によくされ た議員の皆様にまずは、こころからお祝いを申し上げます。さて、私は、町民の皆 様の負託をいただき本年2月に町長として4期目のスタートを切ったところであ りますが、これまで取り組んでまいりました町民と行政との協働の町づくりの一層 の推進を図るため軽米町まちづくり百人委員会を開催し町民の皆様からの具体的 なご意見ご提言等をいただきこれを踏まえた施策に取り組んでいるところでござ います。特にも、全国的に進む少子高齢化や人口の減少は、当町におきましても、 大きな課題となっておりこれまで取り組んでまいりました子育て支援日本一のま ちづくり施策のさらなる充実拡大や雇用の拡大、再生可能エネルギーを活かしたま ちづくり、農林畜産業の活性化、交流観光事業の推進、中心商店会活性化施策の実 施、公共施設や交通対策のさらなる充実などを重点として、町民誰もが健康で安心 して快適にくらせる町の創造に向けて取り組んでまいりたいと考えております。ど うか議員各位におかれましては、今後の町政運営におきまして、絶大なるご支援ご 協力をたまわりますよう心からお願い申し上げますとともに今後4年間、ご健勝で ご活躍されますようご祈念申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、1回 目の町議会開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。
- ○議長(松浦求君)次に、執行者側の紹介を私からいたします。その場で一礼して下さい。

町長 山本賢一君、代表監査委員 瀧澤英敬君、教育委員長 戸草内勝夫君、教育長 菅波俊美君、農業委員会長 日山一夫君、総務課長並びに選挙管理委員会事務局長併任 日山充君、税務会計課長並びに会計管理者兼務 山田元君、町民生活課長 中野武美君、総務課担当主幹 平俊彦君、税務会計課担当主幹 於本一則君、健康福祉課長並びに健康ふれあいセンター所長併任 川原木純二君、産業振興課長並びに農業委員会事務局長併任 高田和己君、教育次長 佐々木久君、地域整備課長並びに水道事業所長併任 新井田一徳君、議会事務局長並びに監査委員事務局長併任 佐藤暢芳君、以上で紹介を終わります。

○議長(松浦求君)ここで、本日、町長から提案される、同意案1件、及び議案5件の 取り扱いについて、議会運営委員会で協議していただきますので、暫時休憩をい たします。

議会運営委員の方は、議長室に参集願います。

休 憩 (午前11時34分)

○議長(松浦求君) それでは、会議を再開します。

さきほど、開かれた議会運営委員会において、協議した結果、同意案1件は、 投票採決とし、議案5件については、本会議場で審査することで協議が整った旨、 議会運営委員長から報告がありました。

◎同意案第1号の上程、説明

○議長(松浦求君)日程第13、「同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

本件については、松浦満雄君の一身上に関する事件でありますので、地方自治 法第 117条の規定によって、松浦満雄君の退場を求めます。

[9番 松浦満雄君 退場]

○議長(松浦求君)同意案第1号の提案理由を求めます。町長 山本賢一君。

〔町長 山本賢一君 登壇〕

○町長(山本賢一君) 同意案第1号は、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

地方自治法第196条第1項の規定によりまして、町長が議会の同意を得て、識見を有する方1名と議会議員のうちから1名を選任することになっております。

本日提案いたしました同意案第1号は、議会議員の中から監査委員を選任するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。同意をお願いする方は、軽米町大字小軽米第20地割8番地 松浦満雄議員でございます。松浦満雄議員は、平成11年に軽米町議会議員に当選されて以来、連続5期議員に当選され教育民生常任委員長、産業建設副常任委員長、議会報編集委員長の要職を歴任され、町の発展に尽力をいただいております。また、平成19年から4年間監査委員を歴任され、町政全般に精通している松浦満雄議員が監査委員に最適任と考え提案するものでございます。つきましては、同氏の選任に関し議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げ提案理由といたします。

○議長(松浦求君)提案理由の説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。

[「なし」というものあり]

○議長(松浦求君)質疑なしと認めます。 質疑を終わります。 次に討論にはいる訳ですが、討論は省略したいと思います。 これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

- ○議長(松浦求君)異議なしと認め、討論は省略します。
 - ◎投票による採決
- ○議長(松浦求君) これから、同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めること についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

○議長(松浦求君)議場の出入り口を閉めます。

〔事務局長 議場出入り口閉鎖〕

○議長(松浦求君)ただいまの表決権を有する出席議員は、12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、議長において、立会人に、上山勝志君、舘坂久 人君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため、申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

[事務局 投票用紙を配布]

○議長(松浦求君)投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議員・議長 投票箱を点検〕

○議長(松浦求君)異常なしと認めます。重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しないもの及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84 条の規定により、否とみなします。

ただいまから、投票を行います。

「投票箱を答弁席へ置く〕

○議長(松浦求君)事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長に、点呼を命じます。

〔事務局長 議席順に点呼 12議員投票〕

○議長(松浦求君)投票漏れはありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長(松浦求君)投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

上山勝志君、舘坂久人君の開票の立会いをお願いします。

〔事務局長 議長席横で立会人とともに開票〕

○議長(松浦求君) 開票の結果を報告します。投票総数12票、これは、先ほどの表決権 を有する出席議員数に符号いたしております。そのうち、有効投票12票です。 有効投票のうち、賛成11票、反対1票、以上のとおり、賛成が多数です。 よって、同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについては、 原案に同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[事務局長 議場を開く]

○議長(松浦求君)先ほど除斥した、松浦満雄君の入場を許します。

[松浦満雄君 入場]

- ◎議案第1号から議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○議長(松浦求君)日程第14、「議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専 決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 「軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」 税務会計課長 山田元君。

〔税務会計課長 山田元君 登壇〕

○税務会計課長(山田元君)議案第1号の提案理由について申し上げます。議案第1号は、軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認をお願いするものでございます。地方税法施行例の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、軽米町税条例等の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。つきましては、同条第3項の規定によりまして、議会のご承認をお願いするものであります。新旧対照表によりまして、税目ごとに改正内容を申し

上げます。最初に町民税関係についてご説明申し上げます。新旧対照表13ページ 附則第7条の2の関係ですが、個人住民税の住宅ローン制度の適用期限を延長し ようとするものでございます。新旧対照表14ページ、附則第9条関係についてで ございますが、ふるさと納税特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2 割に拡充するとともに、申告手続きの簡素化を図ろうとするものでございます。 次にたばこ税関係について申し上げます。新旧対照表22ページ附則第16条の2の 関係でございますが、旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率を段階的 に廃止するものでございます。この改正は、激変緩和等の観点から平成28年4月 1日から平成31年4月1日までに4段階で税率を改正しようとするものです。次 に軽自動車税関係について申し上げます。新旧対照表26ページ改正附則第4条関 係ですが、平成26年度に軽自動車税の税率改正したものについて、税率引き上げ 時期を1年延期し平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用しようとす るものです。新旧対照表21ページ附則第16条の関係ですが、グリーン化を進める 観点から一定の環境性能を有する平成27年度に新規取得した軽4輪について、平 成28年度に限りまして、グリーン化特例を導入し軽自動車税を軽減しようとする ものでございます。次に固定資産税関連につきましてご説明申し上げます。新旧 対照表7ページ第69条関係につきましては、固定資産税の減免を受けようとする 提出期限の納期期限前7日を納期限までに改めようとするものでございます。新 旧対照表15ページ附則第10条の2の関係につきましては、津波防災地域づくり協 定避難家屋や、高齢者向け住宅である貸家住宅等の課税標準の特例措置を創設す るものでございます。次に国民健康保険税につきましてご説明申し上げます。今 回の国民健康保険税に係る税政改正では、課税限度額の見直しと低所得者にかか る軽減措置の拡充を行おうとするものでございます。新旧対照表11ページ第127条 関係につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を51万円から52万円 に、後期高齢者支援金の課税額にかかる課税限度額を16万円から17万円に、介護 納付金課税額にかかる限度額を14万円から16万円に改正しようとするものです。 新旧対照表11ページ、12ページの第148条関係につきましては、国保税の軽減措置 を拡充し改正しようとするものでございます。具体的に申し上げますと、五割軽 減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定におきましては、被保険者の数に乗ず べき金額を24万5千円から26万円に引き上げようとするものでございます。また、 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定におきましては、被保険者の数 に乗ずべき金額を45万円から47万円に引き上げようとするものでございます。以 上で説明を終わります。ご審議のうえご承認を賜りますようよろしくお願いを申 し上げます。

○議長(松浦求君)ここで休憩をいたしたいと思います。

	休	憩	(午前12時07分)
-	再	 開	 (午後 1 時00分)

○議長(松浦求君)休憩前に引き続き会議を開きます。議案第1号の提案理由の説明が

終わりました。

これから、「議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑を行います。質疑は、自席で、答弁は答弁席でお願いします。

質疑ありませんか。

- ○議長(松浦求君)12番 古舘機智男君。
- ○12番(古舘機智男君) 1号議案の専決処分の関係で、ひとつは、この地方税法の改正は、3月31日に決まって4月1日から施行するという形で、議会を開く暇がなかった軽米町の場合は特に議会の改選期のこともあったと思いますが、さきほど課長から説明がありましたとおり例えば国民健康保険税の最高限度額が、4万円ぐらい上がってしまうという形もありますし、本来は、きちんと専決処分ではなくて、議会で論議したうえで、条例改正をすべきと思うのですが、3月31日で4月1日施行では致しかたないと思っています。それで、要望も含めてなのですが、議長に対しては議長会。町長に対しては町村会等々で地方自治体の議決権を無視するような法の作り方について、自治体としてきちんと物申していくことが大事でないかなあと思うのですが、議長は答弁する立場ではありませんが、この問題はよく出てくるのですが、町長としても町村会の要職を備えているわけですので、地方自治体の審議する場、余裕を持った施行成立について求めていくべきだと思いますが、町長の態度について、お伺いしたいと思います。
- ○町長(山本賢一君)ただ今の古舘議員のご提言につきましては、私も検討しながらそのような行動をとってまいりたいと思います。町村会での様子は、改選期ですので何とも言えませんが、いずれ、一町長としてそうゆう発言はしてまいりたいと思っています。
- ○議長(松浦求君)12番 古舘機智男君。
- ○12番(古舘機智男君)よろしくお願いします。もうひとつは、具体的な改正案の問題です。さきほどちょっと触れましたけれども、国保税の問題です。国民健康保険税の加入世帯の中で、これに限度額超えるような対象者は、どのくらいの人数、2千世帯の人数があると思うのですが、何世帯あるかを把握しているかどうか。それから、社保とか共済なんかの取得に関しての保険料、これは税になっていますけれども、その占める割合というか負担率が国民健康保険が一番高い形になっていると思います。それから、特にも国保税、資産割というのを算定しています。算定の基礎の中には、資産というかたちではなく所得でやっているわけですけれども、このように農家での利益を生み出さない財産を持っていても、それが、税の算定基準になっていくというかたちもありますし、けして限度額を超える人達が、豊かな、余裕がある人という状況にないとおもうので、限度額を引き上げというのは、そのまま実施すべきではない考えを前からもっていましたので、そのことについて、さっき言った加入世帯の中にどのくらいの世帯があるのか、それから国保以外の医療保険の保険料の負担割合がどのような現状になっているのか、説明をお願いしたい。
- ○議長(松浦求君)税務会計課長。
- ○税務会計課長(山田元君) 古舘議員の限度額の人数についてお答えします。軽米町では、約15名前後というふうにとらえております。それから国保以外の社保等の割合という事ですが、それについては、私のところに資料がございませんので、国

保以外のものについては、調査しておこたえすればよいか持ち合わせておりませんので、次回にでも調べてお答えさせていただきたいと思います。

- ○議長(松浦求君)12番 古舘機智男君。
- ○12番(古舘機智男君)今回の場合は、急な資料請求もできませんので、次の機会にそ うゆう負担割合を含めた形でこの限度額を超えるのは、どのくらいの所得階 層で、それに比べて、社保とか共済なんかも、そこの限度額は、額での比較 も是非示していただきたいと思っています。そうゆう意味で、これだけ上が る幅と言うのは、決して低い、小さい額ではないと思いますし、そうゆう形 では、国保のことを考えるという意味では、是非、頭の中に入れて進めてい ただきたいと要望しておきます。以上で終わります。
- ○議長(松浦求君)次の議会で説明することでよろしくお願いします。ほかに質疑ございませんか。

[「なし」という者あり]

○議長(松浦求君)質疑なしと認めます。 質疑を終わります。 次に、討論を行います。 討論ありませんか。

[「なし」というものあり]

○議長(松浦求君)討論なしと認めます。

討論終わります。

これから、採決を行います。

「議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」採決します。

お諮りします。

○議長(松浦求君) 「議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関 し承認を求めることについて」は、原案を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」というものあり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって「議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は原案を承認と決定しました。

○議長(松浦求君)日程第15、議案第2号 「過疎地域における固定資産税の課税免除 に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。提案理由の 説明を求めます。

議案第2号 「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を 改正する条例」について税務会計課長 山田元君。

〔税務会計課長 山田元君 登壇〕

- ○税務会計課長(山田元君)それでは、議案第2号の提案理由を申し上げます。議案第2号は、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。過疎地域自立促進特別措置法第31条で定める課税免除の特例期限を平成27年3月31日から平成29年3月31日まで延長されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。ご審議のうえ、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
- ○議長(松浦求君)提案理由の説明が終わりました。ただいまから、議案第2号 「過 疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」に対 しての質疑をおこないます。

質疑ございませんか。

[「なし」というものあり]

○議長(松浦求君)質疑なしと認めます。次に、討論をおこないます。討論ございませんか。

[「なし」というものあり]

○議長(松浦求君)討論なしと認めます。討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第2号 「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を 改正する条例」を採決します。

お諮りします。

議案第2号 「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を 改正する条例」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」というものあり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって議案第2号 「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第3号 「和解に関し議決を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

議案第3号 「和解に関し議決を求めることについて」総務課長日山充君。

〔総務課長 日山充君 登壇〕

○総務課長(日山充君)議案第3号の提案理由を説明申し上げます。議案第3号は、和解に関し議決をお願いするものです。内容ですが、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち平成23年度と24年度に実施したものに係る損害賠償請求のうち、東京電力株式会社が当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決セ

ンターに斡旋の申立てを行っていたところ、同センターから和解案の提示があり、 この案により和解するため地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議 決をお願いするものです。和解の相手方ですが、住所は、東京都千代田区内幸町 一丁目1番13号の東京電力株式会社です。和解の内容ですが、(1)相手方は、 町に対し、和解金として41万円の支払い義務を負う。(2)相手方は、(1)の 金員を町に対し、本和解成立後14日以内に一括で支払う。(3)町は、本和解に 定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、町が、相手方に対し て別途損害賠償請求することを妨げない。(4)本和解に定める金額に係る遅延 損害金について、町は、相手方に対して別途請求しない。 (5) 本和解に関する 手続き費用は、各自の負担とするものでございます。具体的な内容でございます が、和解に関し議決を求めることについてと資料を提出しておりますが、これま で、軽米町が東京電力に対して請求しておりました238万9,693円のうち172万 8,750円はすでに受領済みでございます。今回東京電力のほうが支払わないとして いたのは、主に人件費の部分でございますが、今回、解決センターのほうの調停 では、本来、超過勤務の部分のみ人件費については認めるというものでしたが、 日中の業務で出張等で対応した部分で原子力発電の対応について、日中に行った ものについて結果として、繰り上げといいますか、押上げと言いますか、この業 務の関係で超過勤務が発生していたことも認められるのではないかという考え方 に基づきまして、今回、和解案が示されたものでございます。計算例等につきま しては、資料の5番 和解額算定の考え方に記載してございますので参考にして いただければと思います。以上が提案理由でございます。ご審議のうえ、ご議決 賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(松浦求君)提案理由の説明が終わりました。ただいまから、議案第3号 「和解に関し議決を求めることについて」にたいしての質疑をおこないます。 質疑ございませんか。
- ○議長(松浦求君)12番 古舘機智男君。
- ○12番(古舘機智男君)紛争解決センターに斡旋の申立てをして和解案の提示があったということで、この中身としては、ある意味では、不十分かもしれないけれどもやむを得ないかなと思っています。ですから、議案そのものには特に反対する気持ちはないのですが、東京電力がまだ、これは役場の業務の対応なのですが、この風評被害も含めていろんな問題もあったり、東京電力が十分に対応しないという声もよく聞きますが、軽米町における風評被害なり実質の被害があったわけですけれども、それら、町民の損害賠償の関係等についての現状と解決の中身等について、掴んでる部分を報告して頂きたい。
- ○議長(松浦求君)総務課長 日山充君。
- ○総務課長(日山充君) 古舘議員のご質問にお答えしたいと思います。風評被害の関係につきましては、農林水産業の部分が多いわけでございますが、肉用牛の肥育関係の方、繁殖の関係の方も含めまして、金額までは、把握はしておりませんが、それなりの損害賠償が行われていると判断しております。ただ、具体的に風評の被害が証明しづらいところもございまして、そこの部分については、こちらも客観的な証拠といいますかそういったものを示せないものが実情でございまして、損害賠償の対象にもなかなか出来ないのが実情でございます。今回の部分につきましては、人件費の部分で、あきらかに他にも用務はやっているわけですが、旅

行命令とか客観的な証拠があるものに基づいた請求を行っております。ですから、今回の和解案につきましては、これまでの判例からいいましても、妥当なものと町のほうでも判断しているのですが、今後につきましても解決していない部分もございますので、粘り強く東京電力と交渉し、それでも応じてもらえない場合は、同じように救済をお願いしていきたいと思います。

○議長(松浦求君)ほかに質疑ございませんか。

[「なし」というものあり]

○議長(松浦求君)質疑なしと認めます。質疑を終わります。 次に、討論をおこないます。討論ございませんか。

[「なし」というものあり]

○議長(松浦求君)討論なしと認めます。討論を終わります。

これから、議案第3号 「和解に関し議決を求めることについて」を採決します。お諮りします。

議案第3号 「和解に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」というものあり]

○議長(松浦求君)異議なしと認めます。

よって議案第3号 「和解に関し議決を求めることについて」は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第4号 「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

議案第4号 「財産の取得に関し議決を求めることについて」地域整備課長 新 井田一徳君。

〔地域整備課長 新井田一徳君 登壇〕

- ○地域整備課長(新井田一徳君)議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについての提案理由を説明申し上げます。次のとおり財産を取得するため地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。取得する目的 除雪の強化を図るため。取得する財産 除雪トラック5トン級1台。取得予定価格 1,573万2,360円。取得の方法 岩手県八幡平市平笠第24地割1番40 双葉重車輌株式会社 代表取締役 工藤毎代より買い入れるものでございます。提案理由は、除雪の強化を図るため、除雪トラックを買い入れようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- ○議長(松浦求君)提案理由の説明が終わりました。これから、議案第4号 「財産の

取得に関し議決を求めることについて」に対して質疑をおこないます。 質疑ございませんか。12番 古舘機智男君。

- ○12番(古舘機智男君)ひとつには、入札の結果表を配布するという議運のなかでも言ってましたけれども、それがひとつ、ようやく雪が解けたころに除雪車を買うという、法律ではまだ今年の10月から消費税を10%にするということなのかなと思ったりしていますけれども、どうして今の時期なのかという2点について、それから、資料をだすという話でしたのでよろしくお願いします。
- ○議長(松浦求君)休憩します

	休	憩	(午後1時30分)
_			[休憩して資料作成]
	再	開	(午後1時31分)

- ○議長(松浦求君)休憩前に引き続き、会議を開きます。それでは、先ほどの質問の中 の1点をお願いします。
- ○地域整備課長(新井田一徳君)それでは、先ほどの古舘議員からの2番目のご質問にお答えします。なぜ、雪が消えて暑くなる時期に除雪車の購入なのかというご質問でございますが、この除雪トラックそのものは、そのトラックにハイドバーンというのですが、そういった特殊な装具と言いますか、そういった機械設備を装着しなければならない。そうゆうことがございまして、それと除雪トラックそのものは、受注生産という形で、普通の乗用車等々とは違った、受注を受けてからハイドバーンなどを造るためにトラックそのものを改造しなければならない。そうゆうことで、非常に出来上がりまで時間がかかる。むしろ秋口にまにあうかどうか、むしろ雪がふってからでないと購入できないのではないかな。というふうなことで急いで発注業務をしていることでございます。私からは以上です。
- ○議長(松浦求君)古舘機智男君。
- ○12番(古舘機智男君)納入時期の納入日と言うのはどうなっているのか、これは新たな除雪計画があると思うのですが、そのための更新という形なんかも含めて、強化を図るというか台数を増やして。買う必要な背景については予算のときにあったかもしれませんけれども、確認のためにも除雪トラックの配備計画についても説明して頂きたい。納入日と。
- ○議長(松浦求君) それから、資料については事務局が地域整備課に問い合わせしていますので、少々お待ちください。では、いまの質問に地域整備課長。
- ○地域整備課長(新井田一徳君)除雪トラックの納入期限につきましては、物品の売買 仮契約書の中に平成28年3月25日の期限をもって契約を交わしております。来年の 3月です。

[「間に合わない」というものあり]

○地域整備課長(新井田一徳君)納入期限は、3月25日の納入期限でもって仮契約を交わしております。実際にこれから注文を出して除雪車そのものを造ってハイドバーンなんかをそれようの除雪車を造って納車するのに半年なり八か月なりいずれ期間がかかるということで、このような今の仮契約といいますか事務を進めてい

るところでございます。

「「27年度につかうことではない」というものあり]

- ○地域整備課長(新井田一徳君)今年度使う見込みで、契約事務を進めておるわけですが、最終的には納入期限につきましては、28年の3月25日という事です。
- ○議長(松浦求君)休憩します。

- ○議長(松浦求君)会議を再開します。さきほど、入札結果表が配付されたと思いますが、お目通しをお願いします。先ほどの件について、質疑にたいしてお答えして頂きます。地域整備課長 新井田一徳君。
- ○地域整備課長(新井田一徳君)先ほどのどうして納入期限が平成28年3月なのか、そこまで引き延ばさなければならないかというご質問でしたが、担当者から聞いてきましたならば、いずれ発注してからトラックそのものを作り直すというか取り付けたりするのに11ヶ月はかかるという事で、約1年間はかかるという事で、逆にそれだけ逆算して、今、発注しないと冬場に間に合わない。除雪に間に合わないということで、今の議会で、年度内になんとか購入したいというふうに思っています。みなさまにご審議頂きたいという事です。
- ○議長(松浦求君)そのような状況のようです。いいですか、12番。古舘機智男君。
- ○12番(古舘機智男君)再質問というか、そうすれば、納期の問題については、最初課長が答弁した秋口、11月という事は、可能性があるというのは、答弁を撤回するのですか。その辺を、議会の中での答弁と言うのは、大事なものです。聞いてきて今発注しなければというのはあまりにも、先ほどの答弁に、きちんとした責任性を持っていない。その辺が非常に問題ではないかなと思うのですが、最初の答弁は、撤回するという事も含めてがひとつ。入札結果表を見ていますけれども僅差で、双葉重車輌に決まったわけですが、これはやっぱり、この2社くらいしか能力があるところが、ないのかどうかということについても確認しておきたいと思います。どうして2社になったのかという。そのふたつ。
- ○議長(松浦求君)地域整備課長 新井田一徳君。
- ○地域整備課長(新井田一徳君)最初私が納入期間について申し上げました秋口とか11 月とかといった期間につきましては、撤回をいたします。大変申し訳ありません でした。失礼いたしました。それと、2社、いすゞ自動車東北株式会社岩手支社 と八幡平市の双葉重車輌株式会社の2社という事なのですが、除雪トラックの5 トン級は、いすゞ自動車でしか作っておらないという事です。それがひとつ、双 葉重車輌株式会社これは、県内には除雪トラックを扱っている会社、業者が民間 業者では、代理店といいますかそういった民間業者では、岩手県内では、この双 葉重車輌株式会社しかないという事で、2社、指名してございます。よろしいで しょうか。
- ○議長(松浦求君)質疑ありませんか。2番、中村正志君。

- ○2番(中村正志君)除雪トラックに関しまして、いままでも町には、除雪トラック等があったかと思うのですが、今回、購入する仕様については、初めての購入なのか、もしこれまで同じようなものを購入したときに、同じように11ヶ月もかかっていたものなのか、その辺のところと比較して、11ヶ月もかかるというのは、担当者が言っているのか、会社のほうが言っているのか、ここがちょっとあいまいだなと思っていました。11ヶ月もかかるという事は、1年では、ものにならない事業かな、例えば、吟味して2ヶ年度実施するという考え方も、必要ではないのかな、というふうなことも感じたものですから、その辺の所をお願いしたいと思います。
- ○議長(松浦求君)地域整備課長 新井田一徳君。
- ○地域整備課長(新井田一徳君)この11ヶ月という期間につきまして、再度確認したい と思います。しばし時間を頂戴したいと思います。
- ○議長(松浦求君) 暫時休憩をいたします。

[「5トンでなきゃならないのか」という者あり]

○議長(松浦求君)開会します。日程第18、議案第5号に移ります。議案第5号 「平成27年度軽米町一般会計補正予算(第1号)」について、総務課長 日山充君。

[総務課長 日山充君 登壇]

○総務課長(日山充君)議案第5号について説明申し上げます。議案第5号は、平成27 年度一般会計補正予算(第1号)でございます。内容ですが、歳入歳出の総額に 歳入歳出それぞれ、517万4千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞ れ62億6,317万4千円とするものでございます。中身についてでございま すが、初めに予算書の4ページをご覧いただきたいと思います。2款総務費、2 項企画費のなかで、ただいま再生可能エネルギーのエネルギー発電の促進による 農山村活性化計画という事で、具体に業者が、すでに入って林地開発の手続きを 進めているわけでありますけれども、これに適切に対応していくためには、町内 にも技術的に、内容がわかるものが必要であると、ゆうことが、現在この事業を 進めて行く中で、はっきりいたしまして、今回具体に申し上げますと、林地開発 の申請も適切であるかどうかも審査が出来る方を嘱託職員として、役場のほうに お願いすることによって、より災害等に対する対応が適切かどうか等も意見も言 えるし適切なものになるのではないかという事で年度当初の今の時期で大変恐縮 ですが、早く対応することで、適切なものにできるのではないかという事で、補 正をお願いしたものでございます。10款の教育費でございますが、こちらも東京 多摩交響楽団の演奏を行う事としておりまして、当初は、骨格的予算という事も ありまして、6月補正で対応できるのではないかという判断だったようでござい ますけれども、実際に交響楽団がこちらに来るのが、6月の末という事が、当初 予算を編成後に確定したそうでございます。この時期で、大変申し訳ないのですが、今回補正をお願いして対応させていただきたいというものでございます。これに対します歳入は、財政調整基金からの繰入れで対応させていただきたいということです。以上で提案理由を終わります。ご審議のうえご議決たまわりますようによろしくお願いします。

- ○議長(松浦求君)議案第5号の提案理由の説明が終わりました。これから議案第5号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第1号)に対し質疑を行います。質疑あり ませんか。7番 茶屋隆君。
- ○7番(茶屋隆君)今、課長から説明がありましたけれども、企画費、再生可能エネルギー発電事業促進嘱託職員報酬ですが、これは人数的に何人で、期間はどのくらいなのか。まず、それからお伺いします。
- ○議長(松浦求君)総務課長。
- ○総務課長(日山充君)人数は、一人でございます。期間は、3月末までをお願いしたいと考えております。具体的な人選等はまだ、行っておりませんが、想定しておりますのは、県職員等のそういった経験がある方をお願いできればということで、いまは、考えているところでございますが、出来るだけ早く、その部分の不安を解消したいと思っておりますので、よろしくお願いします。
- ○議長(松浦求君)7番。
- ○7番(茶屋隆君)計画から行けば、今年度からではなくて32年とか、この先ずっと あるわけですが、これからもそういった形で、形はどうなるかわかりませんけれ ども、そういった方はお願いしてやって行くというような、計画ごとにやって行 くという事ですか。
- ○議長(松浦求君)日山課長。
- ○総務課長(日山充君)茶屋議員のご質問にお答えします。いずれ、現在すすめております再生可能エネルギーの関係は、今年だけで終わるものではありませんので、いずれ、技術的な審査が必要になりますので、来年、再来年と継続して、同じ方が受けてくれるとよろしいのですが、こちらも、非定期と申しますか、嘱託という身分でございますので、その辺も含めて毎年、お願いしていかなければならないと思っています。
- ○12番(古舘機智男君)同じことでお聞きしたいのですが、一つは、いま明らかになったのは、一人で、6月からになるのか、いますぐになるのか。10か月とかの相当な時期になると思います。私も聞きたいのは、農山漁村の基本計画にもとづいて本来は、企業が林地開発とかの計画とかを創って、町が代行するという形に、ワンストップでやるという基本計画だと思います。町がそのいろんな許可を取るためのお膳立てというか、いろんなことをしなければならないということが発生するわけですけれども、前提としては、この基本計画は、前の850haに関しての基本計画が出来たのですが、それに1,367haという町長が外資系企業と立地調印されたものについては、まだ、これからの動きとしては、さらに基本計画の促進協議会を開いて論議するのかその辺をひとつ確認したいと思います。それから、今後発生する事務量ですが、本当に山内地区のやつが、調整池がその地区でも25位になるという事で、言われたりしていますけれども、そうゆう450haで25か所になれば、約1800haとかになれば、調整池だけでもものすごいものになると思うのですが、いろんな事務量が見通しとして、一人の人

でずっとやっていく事務量のボリュームとしてどうなのかその辺は、費用の積算とか計算されているのか、そのことについてもお伺いします。

- ○総務課長(日山充君) 古舘議員のご質問にお答えしたいと思います。初めにワンストップ化と言いますが、隣地開発の書類を役場が作るという事ではありません。業者が林地開発をするための書類は全部作成します。町は、それを審査しなければならないということになります。その審査の関係の書類は、いまのところ事務屋が、事務屋しか役場にはおりませんので、技術からの見地から見れる方を今回お願いしたいというものでございます。それから、1,300何がしかのお話しですが、そちらをやる場合、具体的な計画となった場合、再度協議会のほうは開いてまいります。一人の事務量という関係でございますが、実際の審査に当たりましては、県からもご支援を戴きたいと思っております。ですから、町でも基本的な審査をし、具体の数量などについては、県の本所のほうにアポをとって協議して、それが正しいかも含めたものをやって行きたいと思いますので、技術的なレベルの審査に関しては、今の時点では、一人で十分まにあうものではないかと思っています。
- ○議長(松浦求君)よろしいですか。12番。
- ○12番(古舘機智男君)もちろん発電業者が基本的には書類を作って、窓口的には、 町が代行するという形になって、窓口としての役割が出てくると思いますし、そ れが一番おおきなメリットというか業者にとってはメリットである、そこを言っ てしまえばワンストップで処理できるというのがあります。その中で、今回でも 340万円の人件費で予算計上されて、これまでもコンサルの皆さん相当額、合 計すれば、700万円ぐらいはかかっているのではないかなと思うのですが、こ れも年間でやれば、たして今回のやつで1000万円を超すという話になってく ると思います。そうゆうことと全容そのものが、町長にお伺いしたいのですが、 この予算というのもあれですが、これからも大規模なメガソーラー建設、町長の 一番大きな重点施策の部分でもあったと思うのですが、ほとんどの町民がどんな 規模で、どうなるのかというのがよくわからないというのが現状です。いらない 心配をしている部分もあるかもしれませんし、心配もほんとかなという部分もあ るかもしれませんけれども、こうゆう大規模な面積の自然を使う、それから町の 予算もこの積算しても終わりまで行ったら相当なお金を使うことになってしま う。そうゆう意味での町のメリットの問題から自然の、議会報でも胆略てきなま とまったくらいの報告もありませんし、町がみずから町の計画等々について、住 民説明会、計画そのものの全体像の説明会なりいろんなことを、町民に理解を求 める全容をちゃんと教える、知らせるという計画はもっているでしょうか。町長 から。
- ○町長(山本賢一君)ただいま、古舘議員からの質問にお答えしたいと思います。町に対してのメリットでございますが、現在、再生可能エネルギー推進協議会の中で、山内地区、小軽米地区、高家地区に関しましては、ご披露頂きまして、一定の方向性が出たのかなと思います。いま、縷々人件費など大分かかることではありますけれども、私は、それ以上にこれが、完成の暁には、固定資産税、それから、地元貢献、さまざまな工事の町内発注を含めて、それ以上の町に対しての貢献はあるというふうに考えております。今後のことにつきましては、3番目にきた企業の計算書、電力等の許認可で進めておるようでございますし、この全体の計画

もまだ定かにきちんと決まっているわけではございません。私も、途中経過をい ろいろ聞いておりますが、当初の計画よりかなり編成もあるようでございます。 ここら辺がきちんと固まってきしだい、そうゆう説明はしてまいりたいと考えて おるところでございます。以上でございます。

- ○議長(松浦求君)7番。
- ○7番(茶屋隆君)山内地区に関しては、順調にすすんでいるということでお聞きしておりましたけれども、林地開発の部分が一番問題だと思うのですが、ちょこっと耳にしましたけれども、6月あたりかに許可になるんでないかというような話もお聴きしておりますけれども、いまどのように進んでいるのかわかれば。
- ○議長(松浦求君)総務課長。
- ○総務課長(日山充君)茶屋議員のご質問にお答えします。実は現在細部にわたる設計とか、山内地区の西地区のほうが先行しているんですがある程度に書類は出来上がっていると聞いております。それで、具体的に許可がいつおりるかという話になりますと、6月はちょっと出来ないと思います。実際、町が計画書を受けまして、それから県に進達して県から意見をいただくのですが、県はそれなりにいままでとおなじような林地開発の関係をクリアしているかどうかを再度確認いたしまして所定の手続きをして許可になるというものでございますので、いまのところ、5月中に計画書をまずうちのほうの審査をとおして県にあげたとして、9月、10月のレベルでいければいいなと思っておりますけれども、何とも申し上げられないのが現状であります。以上です。
- ○7番(茶屋隆君)再生可能エネルギー推進協議会でも県のほうからも指摘がありましたけれども、滝沢市で30ヘクタールで調整池と言うのですかあれをやっているのだけれども、その辺もいってみてきた方が、これから進めるのに進めやすいのではないかとご指摘されていましたけれども、事業者とか、地権者とか、行政の部分でのそういった計画はありませんか。
- ○議長(松浦求君)総務課長。
- ○総務課長(日山充君)現時点では、そういった計画はありません。
- ○議長(松浦求君)以上で、補正予算第1号の質疑を打ち切りたいと思いますが、いかがですか。2番 中村正志君。
- ○2番(中村正志君)補正内容については、特に問題はないのですが、ただ、今後のことも含めて、補正予算の予算編成の見方、考え方について、補正予算については、当初予算提出後、緊急予算を組んでも良いという法律でも定められてはおりますが、3月に当初予算を組んでまだ2か月という機会にいま補正を組むという、これまでも臨時議会等で結構補正予算を計上しているようなことを見ておりますが、やはり当初予算と言うのが1年間の予算を編成するうえで、事業をきちんと計画されたうえで、編成されるんだということを踏まえたうえであれば、やはりそれを基本的にして、どうしても緊急事態がおきた、災害が起きたとか、そうゆう風な場合に限っては、補正は組まなければならないと思うのですが、何でもかんでも、予算が足りなくなれば、補正を組めばいいんだという考えは、これからあまりいい傾向ではないのかなというふうな感じを受け取ります。法律は、法律ですが、軽米町なりのルールも作って、職員間におけるルールも作って、最低でも定例会ごとの補正とか、それぐらいの考え方、以前は、そのようなことを認識していたんですが、あまりにも頻繁に補正を組むというふうなことは、避けるべ

きではないのかなと私は感じておりますので、その辺を検討して予算を執行して 頂ければなあと意見も含めて提案させていただきたいと思います。

- ○議長(松浦求君)提案でよろしいですか。総務課長。
- ○総務課長(日山充君)中村議員のご発言に回答したいと思います。議員のおっしゃるとおり補正というのは、むやみに組むものではないと認識しておるものでございます。これまで、予算の取り方が、甘かったのかなというのは、実際のところ反省しております。ただ、今回は、骨格的予算としたこともありまして、6月の補正は少し大きいものとなろうかと思いますけれども、極力、定例会なり最小限の補正に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
- ○議長(松浦求君)議案第5号について質疑ありますか。13番。
- ○13番(山本幸男君)多摩の交響楽団、この委託料ですが、これは、文化事業の補助 事業の対象か、そうゆうのではない。単独の事業ですか、単独の事業とすれば、 もう少し、検討してもいいのかなと私は思いますが、いかがですか。
- ○議長(松浦求君)教育次長。
- ○教育次長(佐々木久君)山本議員のご質問にお答えします。1月に開催の打診がありまして、軽米だけですと経費的にも大変ということで、九戸村と協議をしました。 最終的に3月に開催が決まりまして、当初予算に間に合いませんでした。いずれ、 九戸村と一緒に開催することで、多少は経費を削減して、事業としては、単独の 開催となります。以上でございます。
- ○議長(松浦求君) 13番。よろしいですか。それでは、議案第5号についての質疑を 打ち切ります。よろしいですか。

[なしという者あり]

○議長(松浦求君)質疑なしと認めます。次に討論をおこないます。討論ありませんか。

[なしという者あり]

○議長(松浦求君) 討論なしと認めます。これから議案第5号 「平成27年度軽米町一般会計補正予算(第1号)」について、採決を行います。おはかりします。議案 第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なしという者あり]

○議長(松浦求君) 異議なしと認めます。議案第5号 「平成27年度軽米町一般会計補 正予算(第1号)」は原案のとおり可決されました。それでは、さきほど議題と なっておりました議案第4号の資料を配布いたします。暫時休憩いたします。

	休	憩	(午後2時20分)	
_			〔事務局	資料配布〕
	再	開	(午後2時21分)	

○議長(松浦求君) それでは開会いたします。議案第4号 財産の取得に関し議決を求

めることについて質疑がありましたので、お手元に配布したところであります。 説明資料について、課長から説明させます。地域整備課長。

- ○地域整備課長(新井田一徳君)それでは、いまお渡ししました除雪トラックの仕様書 についてご説明申し上げます。 2ページ目の概要と言うところをご覧いただきた いと思います。今回、求めております除雪トラック5トン級の反転式アングリン グプラウ付、ハイドバーンですね通常。それに適応するもので、納入機は、下記 に定める各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業に耐え得る十分な耐久性、 信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。ということで、納入機は、運輸省 令昭和26年第67号「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならな い。ということで、ここに明記されていない箇所については、軽米町長と物品供 給人が協議のうえ決定するものとする。ということでございます。形式、性能に ついては、ご覧のとおりでございます。仕様書については以上の説明でございま す。それから、中村議員のご質問にありました11ヶ月というのは、担当がしゃべ った話なのか、業者がしゃべった話なのかどっちなんだという話がございました が、これは、業者、メーカーのほうから11ヶ月はかかるよという話でございまし た。それから、なぜ5トン級なのかというお話しがございましたが、今回5トン 級の除雪トラックと言うのが、今現在町にはございません。 5 トン級の除雪トラ ックは、初めて納入の部分でございます。冬場は除雪、夏場は砕石等を積むトラ ックと夏冬兼用で動く除雪トラックなんですが、本来は、小回りのきく、4トン クラスがいいのかなという話があったんですが、4トンを買いますとハイドバー ンの重さが、重量がかかりまして砕石を積むのに、4トンでも実際はハイドバー ンの分を差しひかさりますので、3トンなり、少なく砕石等がつめないという事 は実際、夏場の4トンクラスだと効率的な仕事が出来ないということで、5トン クラス、5トンであれば、ハイドバーンの重さが1トン位だとして、実際に4ト ンの処理能力が発揮できるということで最終的に5トン級の除雪トラックの導入 ということで、いまやっているところでございます。それから、もうひとつ、軽 米町の道路の除雪計画について、古舘議員から質問があったんですが、平成27年 度の除雪計画には、まだこれからの除雪計画になるんですが、平成26年度の除雪 計画の中では、道路除雪機械が10台、歩道除雪の機械が5台、計15台でもって稼 働してございます。他に関しては、委託等にお願いをして除雪をしておるという 状況にございます。以上でございます。よろしくお願いします。
- ○議長(松浦求君)大変詳細な答弁を貰いましたが。7番 茶屋隆君。
- ○7番(茶屋隆君)いま買われる除雪機が入ることによって、いままで除雪体制というか、どうゆう所にメリットがあるのか。入れないところに入りやすくなるとか、なにか特別な機能を持ったものだと思いますので。そういったことによって、どれだけ除雪が早くなるとか、すぐにこんなところに対応できるとかということを、今の説明だけではわかりませんので、例を出していただければ、理解しやすいと思いますが。
- ○議長(松浦求君)地域整備課長。
- ○地域整備課長(新井田一徳君)いま更新しようとしているトラックは、仕様書のとおり5トン級のトラックという事なんですが、いま現在、保有している更新する前の古いトラックは、6トン級の除雪車です。それは、昭和63年の12月に購入しまして、すでに26年が経過して老朽化がすすんで、作業効率が悪く修理費も

かさむ状況にありいずれ部品も調達できない状態にあります。多大な影響が出ると予想されるためいま除雪トラックを更新するんですが、いずれいま現在6トン級の除雪トラックは、予備車的に使っています。ほとんど使われていない状況、今度新しい5トン級の除雪車が入るとなれば、小回りの利く道路の狭い部分に入って、大きな効果的な除雪が出来るのではなかろうかと考えてはいます。具体的な、車をどこの路線に使うという風な具体的な詳しい除雪計画については、まだ、これからの課題になります。ということで以上です。

- ○議長(松浦求君)7番。
- ○7番(茶屋隆君)しっかりと対応していただくことを要望しますので、よろしくお願いします。
- ○議長(松浦求君)8番。
- ○8番(大村税君)この仕様書の説明ありがとうございました。ところで、予算付けは、 どうゆう風な形態なのか。補助事業で購入するのか。あるいは、町単費でやるの か。計上されているのかをお聴きしたいのですが、さきほどからの説明ですと、 公共事業であれば、平成28年の3月では認められないはずですので、その辺が、 町単費で買うのであれば、町で納期の最終期限は設定できるけれども、公共補助 事業であれば、平成28年の3月末の期限はありえないと思うのでその辺は、どう なのかお聞きしたいと思うのですが、先ほどの従前と6トン級の除雪車は、今の 高速道路には、即わないので、いまの機種であれば効率がかなり高まるという事 で、これについては、異論がありませんが、契約にかんしての疑問があるので補 助なのか、町単費なのか、その辺がまだ説明をうけてないので、お伺いしたいの ですが。
- ○議長(松浦求君)総務課長。
- ○総務課長(日山充君)除雪トラックの財源の関係でございますが。国庫事業ではなく、 起債事業を使って購入するものでございます。導入にあたって、こんなに10ヶ月 もかかるものを、年度を超えて計画すべきではないかというお話しも多かったん ですが、いまの会計は、基本が4月から3月の決算でございますので、今回は、 5月に契約しまして、3月までに購入したいということでございますので、よろ しくご理解をお願いします。
- ○議長(松浦求君)以上で議案第4号 「財産の取得に関し議会の議決を求めることについて」の質疑を終わりたいと思います。次に討論をおこないます。討論はございませんか。

「なしという者あり〕

○議長(松浦求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。これから議案第4号 「財産の取得に関し議会の議決を求めることについて」の採決を行います。おはかりします。議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[異議なしという者あり]

○議長(松浦求君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号 「財産の取得に関し議会の議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

○議長(松浦求君)おはかりします。議会運営委員会、総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により委員会の閉会中の継続調査の申出書が提出されました。これを日程に追加し追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なしという者あり〕

○議長(松浦求君) 異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の継続調査を日程に 追加し議題とすることに決定いたします。追加した議題について、資料を配布い たします。暫時休憩をいたします。

休	憩	(午後2時36分)	
		〔事務局	資料配布〕
再	開	(午後2時36分)	

○議長(松浦求君) それでは、休憩前に引き続き開会します。「委員会の閉会中の継続調査」を議題とするわけですが、お手元に配布したとおりであります。おはかりします。議会運営委員会、総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

「異議なしという者あり]

○議長(松浦求君) 異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これをもって、第1 回軽米町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午後2時37分)